

平成 22 年 10 月 29 日

【照会先】

職業安定局

高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課
課 長 山 田 雅 彦

主任障害者雇用専門官 佐 藤 珠 己

障害者雇用専門官 鶴 谷 陽 子

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5857、5789

(直通電話) 03-3502-6775

平成 22 年 障害者雇用状況の集計結果

(平成 22 年 6 月 1 日現在)

厚生労働省では、障害者雇用促進法に基づいて、身体障害者または知的障害者の雇用義務がある事業主などから、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者および精神障害者（以下「障害者」）の雇用状況について報告を求めています。

このほど、平成 22 年 6 月 1 日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 1.8%）

- ・雇用障害者数 34 万 2,973.5 人、実雇用率 1.68%と、いずれも過去最高
- ・法定雇用率達成企業の割合は 47.0%

＜公的機関＞（同 2.1%、都道府県などの教育委員会 は 2.0%）

- ・国：雇用障害者数 6,552.5 人、実雇用率 2.29%
 - ・都道府県：雇用障害者数 7,598.5 人、実雇用率 2.50%
 - ・市町村：雇用障害者数 2 万 2,547.5 人、実雇用率 2.40%
 - ・教育委員会：雇用障害者数 1 万 1,212.0 人、実雇用率 1.78%
- 実雇用率はいずれも前年を上回った

＜独立行政法人など＞（同 2.1%）

- ・雇用障害者数 6,639.0 人、実雇用率 2.24%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は 342,973.5人で、前年より3.1%（10,162人）増加し、過去最高となった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は271,795人、知的障害者は61,237人、精神障害者は9,941.5人であった。
- ・実雇用率は過去最高の1.68%（前年は1.63%）、法定雇用率達成企業の割合は47.0%（同45.5%）であった。

〔総括表 1、グラフ(1)、詳細表 1 (1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、全ての規模の区分で前年より増加した。
- ・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率・1.68%と比較すると、
→1,000人以上規模企業(1.90%)、同500～999人(1.70%)については上回った。
→300～499人規模企業(1.61%)、同100～299人(1.42%)、同56～99人(1.42%)については下回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、56～99人規模企業を除く全ての区分の企業で前年より上昇した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表 1 (2)〕

○ 産業別の状況

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「教育,学習支援業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・産業別の実雇用率では、「電気・ガス・熱供給・水道業」(1.94%)、「運輸業,郵便業」(1.88%)、「生活関連サービス業,娯楽業」(1.90%)、「医療,福祉」(2.02%)、「複合サービス業」(1.82%)の5業種は法定雇用率をクリアした。
- ・加えて、「農,林,漁業」(1.73%)、「製造業」(1.78%)、「金融業,保険業」(1.73%)の3業種は、民間企業全体の実雇用率・1.68%を上回っている。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表 1 (3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・平成22年の法定雇用率未達成企業は38,088社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、64.6%と過半数を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、63.9%となっている。

〔詳細表 1 (5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・平成22年6月1日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は283社で、雇用されている障害者の数は、14,562.5人であった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は7,752人、知的障害者は6,356人、精神障害者は454.5人であった。

〔詳細表 1 (7)〕

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

2 公的機関における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

国の機関に在職している障害者の数は6,552.5人で、実雇用率は2.29%と、前年に比べ0.12ポイント上昇している。

〔総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)、4 (1)〕

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1%）

都道府県の機関に在職している障害者の数は7,598.5人で、実雇用率は2.50%と、前年に比べ0.02ポイント上昇している。知事部局は全て達成、知事部局以外は109機関中101機関が達成。

〔総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)、4 (2)・(3)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

市町村の機関に在職している障害者の数は22,547.5人で、実雇用率は2.40%と、前年に比べ0.03ポイント上昇している。2,372機関中2,098機関が達成。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は、11,212.0人。実雇用率は1.78%と、前年に比べ0.06ポイント上昇している。都道府県教育委員会は47機関中13機関が達成、市町村教育委員会は83機関中66機関が達成。

〔総括表 2 (4)、詳細表 2 (4)、4 (4)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は6,639.0人であり、実雇用率は2.24%と、前年に比べ0.13ポイント上昇している。270法人中202法人が達成。

〔総括表 3、詳細表 3、4 (5)〕

平成22年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	20,356,456 人	342,973.5 人	1.68 %	33,742 / 71,830	47.0 %
	(20,441,198 人)	(332,811.5 人)	(1.63 %)	(32,891 / 72,328)	(45.5 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	286,472 人	6,552.5 人	2.29 %	38 / 39	97.4 %
	(300,636 人)	(6,524.0 人)	(2.17 %)	(38 / 39)	(97.4 %)
行政機関	259,065 人	5,926.5 人	2.29 %	30 / 30	100.0 %
	(273,330 人)	(5,911.0 人)	(2.16 %)	(29 / 30)	(96.7 %)
立法機関	3,234 人	72.0 人	2.23 %	4 / 5	80.0 %
	(3,230 人)	(69.0 人)	(2.14 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	24,173 人	554.0 人	2.29 %	4 / 4	100.0 %
	(24,076 人)	(544.0 人)	(2.26 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	303,351 人	7,598.5 人	2.50 %	148 / 156	94.9 %
	(315,993 人)	(7,825.0 人)	(2.48 %)	(155 / 160)	(96.9 %)
都道府県 知事部局	246,818 人	6,213.5 人	2.52 %	47 / 47	100.0 %
	(257,667 人)	(6,404.0 人)	(2.49 %)	(47 / 47)	(100.0 %)
その他の 都道府県 機関	56,533 人	1,385.0 人	2.45 %	101 / 109	92.7 %
	(58,326 人)	(1,421.0 人)	(2.44 %)	(108 / 113)	(95.6 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	939,759 人	22,547.5 人	2.40 %	2,098 / 2,372	88.4 %
	(946,950 人)	(22,417.5 人)	(2.37 %)	(2,146 / 2,448)	(87.7 %)

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	628,850 人	11,212.0 人	1.78 %	79 / 130	60.8 %
	(634,186 人)	(10,921.0 人)	(1.72 %)	(75 / 138)	(54.3 %)
都道府県教育委員会	536,943 人	9,487.0 人	1.77 %	13 / 47	27.7 %
	(541,403 人)	(9,217.0 人)	(1.70 %)	(6 / 47)	(12.8 %)
市町村教育委員会	91,907 人	1,725.0 人	1.88 %	66 / 83	79.5 %
	(92,783 人)	(1,704.0 人)	(1.84 %)	(69 / 91)	(75.8 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	295,944 人	6,639.0 人	2.24 %	202 / 270	74.8 %
	(251,756 人)	(5,314.0 人)	(2.11 %)	(177 / 243)	(72.8 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	156,311 人	3,675.5 人	2.35 %	82 / 98	83.7 %
	(123,682 人)	(2,818.0 人)	(2.28 %)	(78 / 93)	(83.9 %)
国立大学法人等	109,291 人	2,389.5 人	2.19 %	70 / 90	77.8 %
	(106,131 人)	(2,131.0 人)	(2.01 %)	(60 / 90)	(66.7 %)
地方独立行政法人等	30,342 人	574.0 人	1.89 %	50 / 82	61.0 %
	(21,943 人)	(365.0 人)	(1.66 %)	(39 / 60)	(65.0 %)

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

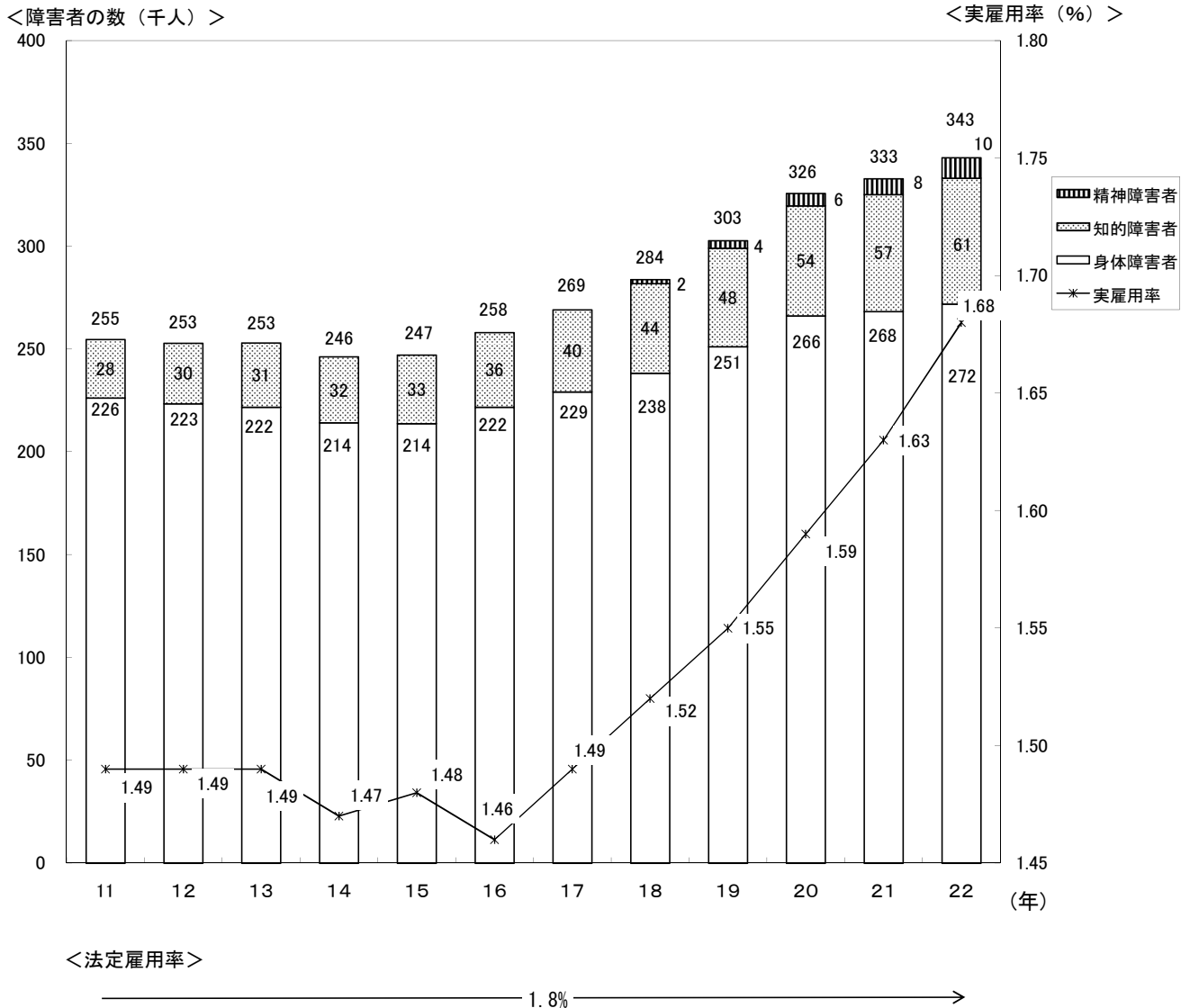
4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県教育委員会及び一定の市町村教育委員会である。

5 ()内は、平成21年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注 1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

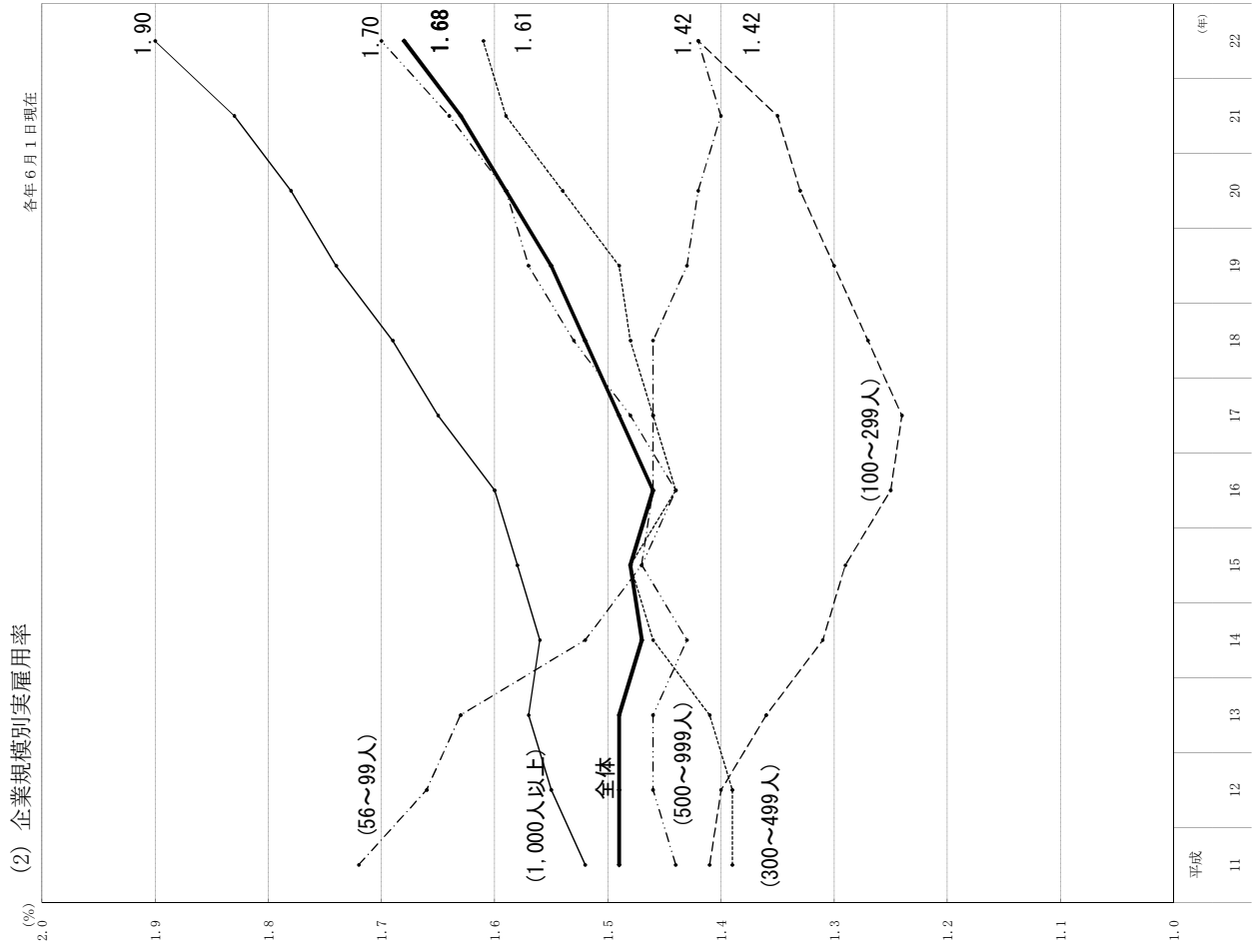
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

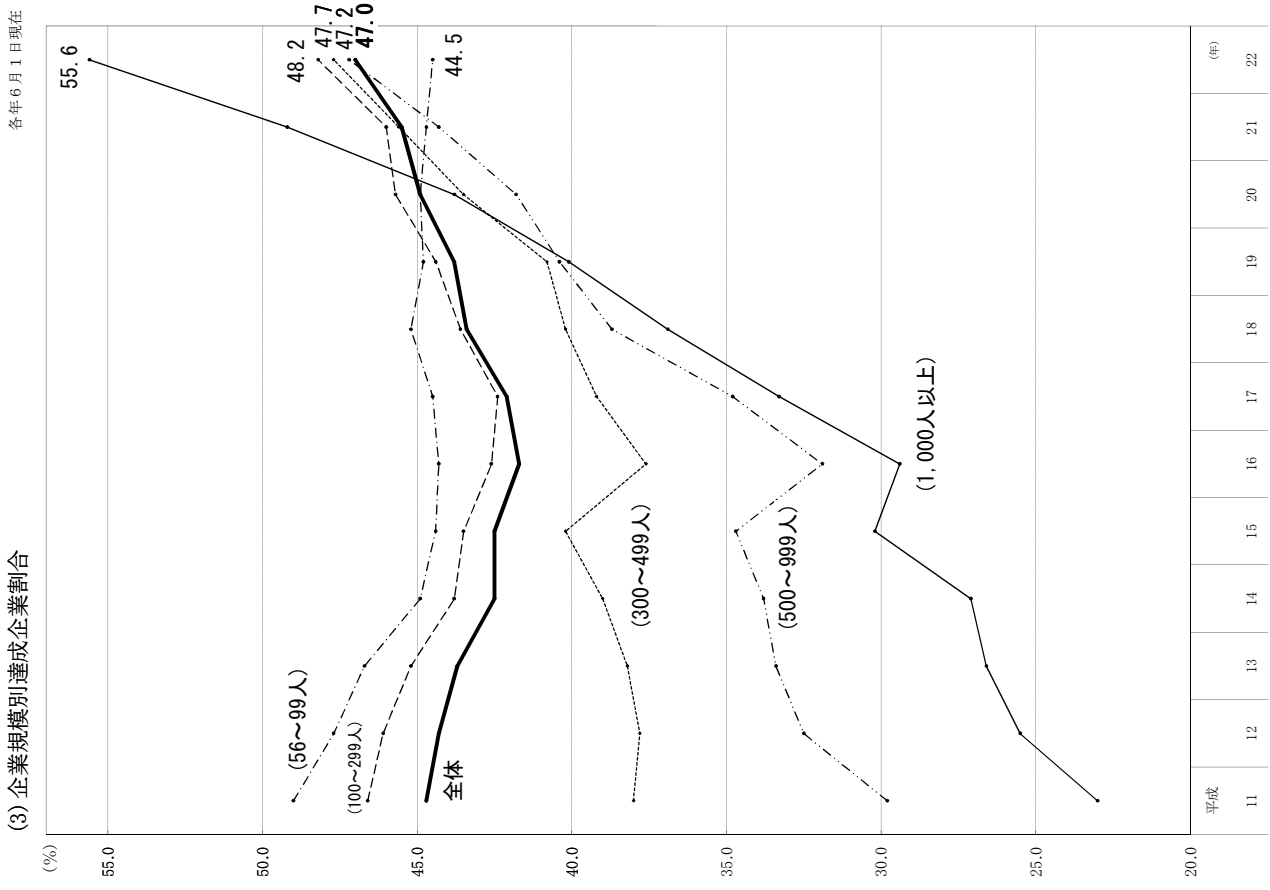
(2) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在

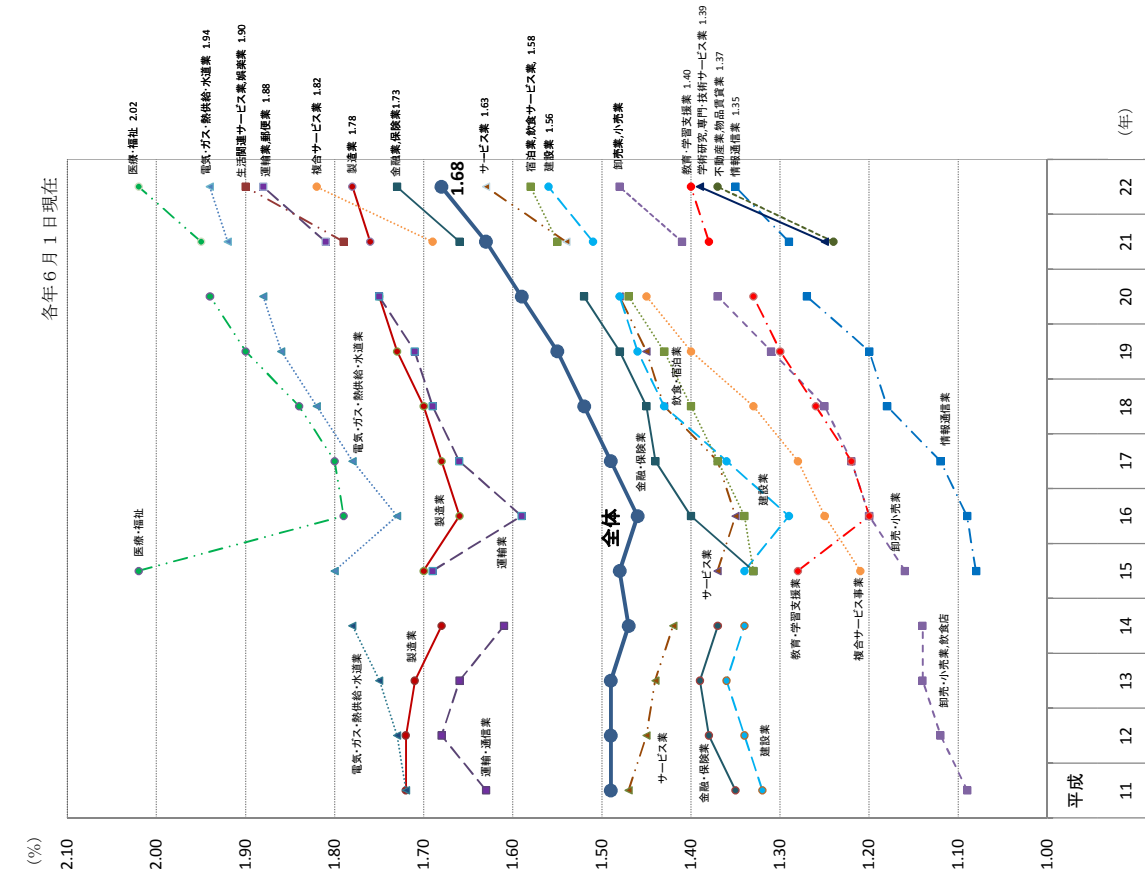


(3) 企業規模別達成企業割合

各年6月1日現在

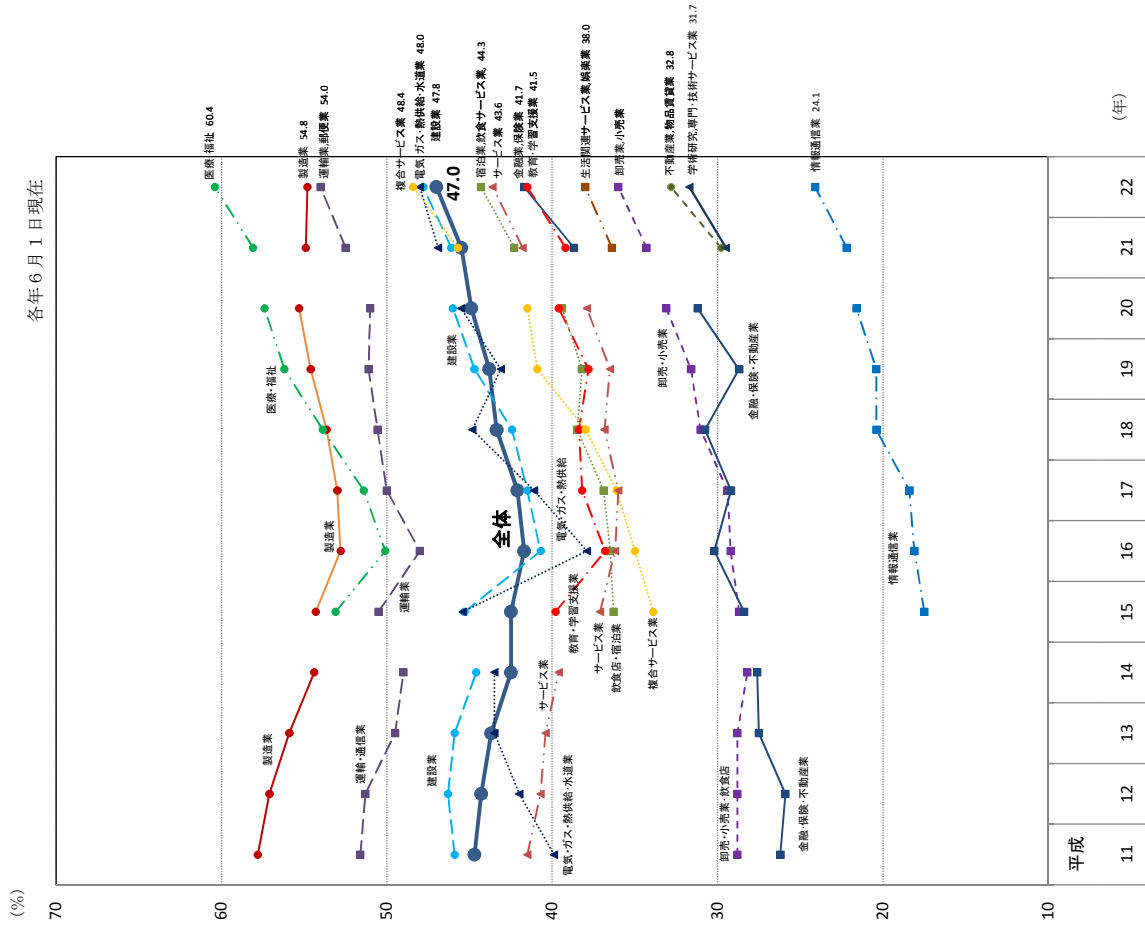


(4)産業別実雇用率



注 1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
2 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

(5)産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 (56人以上規模の企業)	1. 8%
	特殊法人 (労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)	2. 1%
○ 国、地方公共団体	(48人以上規模の機関)	2. 1%
○ 都道府県等の教育委員会	(50人以上規模の機関)	2. 0%

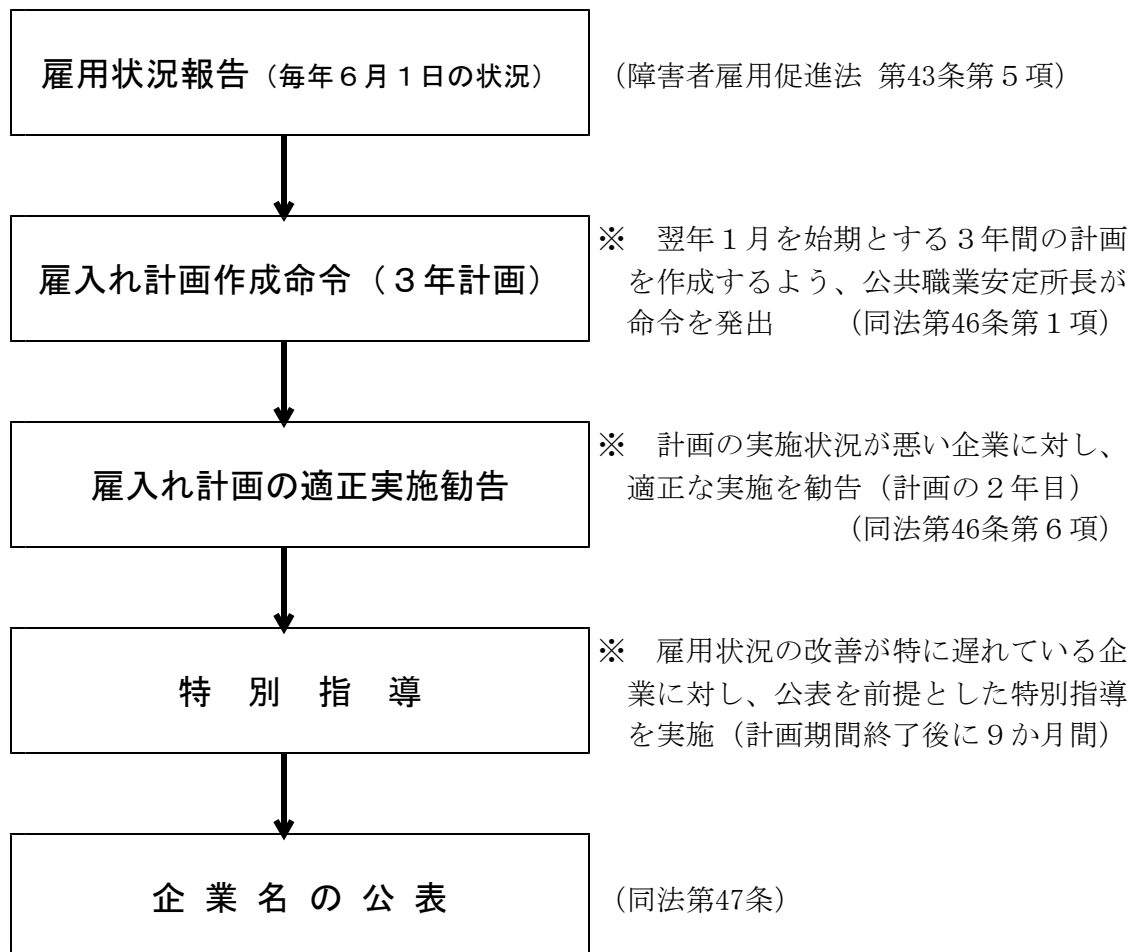
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



〔指導実績〕

○ 平成21年度の実績

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出 391社
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 274社
- * 「特別指導」の実施 66社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 1,456社（21年度末現在）

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
18年度 2社、19年度 3社（うち一社は再公表）、20年度 4社、
21年度 7社（うち一社は再公表）

平成22年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）	
(1)	概況	12
(2)	企業規模別の雇用状況	13
(3)	産業別の雇用状況	14
(4)	民間企業における雇用状況の推移	18
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	19
(6)	都道府県別の実雇用率等の状況	20
(7)	特例子会社の状況	21
2	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関（法定雇用率 2.1%）	22
(2)	都道府県の機関（法定雇用率 2.1%）	23
(3)	市町村の機関（法定雇用率 2.1%）	24
(4)	法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会 （法定雇用率2.0%）	25
3	独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.1%）	26
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	国の機関の状況（法定雇用率 2.1%）	27
(2)	都道府県知事部局の状況（法定雇用率 2.1%）	28
(3)	その他の都道府県機関の状況（法定雇用率 2.1%）	29
(4)	都道府県教育委員会の状況（法定雇用率 2.0%）	31
(5)	独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.1%）	32

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）

(1) 概況

① 概況

① 区分	② 企業数	③ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	④ 障害者の数				⑤ 法定雇用率 $E \div ② \times 100$	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者		
民間企業	71,830 (72,328)	20,356,456 (20,441,198)	88,411 (86,331)	6,936 (6,089)	157,816 (153,029)	2,799.0 (2,063.0)	1.68 (1.63)	企業 33,742 (32,891) 47.0 (45.5)

② 障害種別雇用状況

① 区分	② 障害者の数	③ 身体障害者の数				④ 知的障害者の数				⑤ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 身体障害者	d. 身体障害者である短時間労働者	e. 重度以外の身体障害者	f. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	g. 知的障害者	h. 知的障害者である短時間労働者	i. 重度以上の知的障害者	j. 重度以上の知的障害者である短時間労働者	k. 精神障害者	l. 精神障害者である短時間労働者
民間企業	342,973.5 (332,811.5)	76,575 (75,396)	5,007 (4,443)	113,638 (113,031)	271,795 (268,266)	20,230 (20,996)	11,836 (10,935)	1,929 (1,646)	35,636 (33,319)	61,237 (56,835)	7,080 (7,001)	8,542 (6,679)	2,799.0 (2,063.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種については定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成21年6月2日から平成22年6月1日までの1年間に新規に雇い入れた障害者数である。
- 5 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- [1(1)②表の注]
- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成21年6月2日から平成22年6月1日までの1年間に新規に雇い入れた障害者数である。
- 6 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定基礎 となる労働者数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合	
		A. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 精神障害 者である短時 間労働者				E. 計 A×2+B+C+ D×0.5
区分		人	人	人	人	人	人	%	%
規模計	企業 71,830 (72,328)	20,356,456 (20,441,198)	88,411 (86,331)	6,936 (6,089)	157,816 (153,029)	2,799.0 (2,063.0)	29,597.0 (29,985.0)	1.68 (1.63)	企業 33,742 (32,891) 47.0 (45.5)
56～99	企業 27,297 (27,446)	2,011,508 (2,021,593)	6,414 (6,361)	851 (732)	14,622 (14,654)	398.0 (315.0)	2,297.0 (2,109.0)	1.42 (1.40)	企業 12,138 (12,255) 44.5 (44.7)
100～299	31,696 (32,042)	4,769,943 (4,825,516)	15,574 (15,082)	1,676 (1,464)	34,497 (33,336)	881.0 (647.0)	6,253.5 (6,101.5)	1.42 (1.35)	15,281 (14,731) 48.2 (46.0)
300～499	5,951 (5,951)	2,047,775 (2,053,155)	8,201 (8,273)	794 (684)	15,561 (15,297)	305.0 (225.0)	3,036.0 (3,035.0)	1.61 (1.59)	2,837 (2,716) 47.7 (45.6)
500～999	4,050 (4,045)	2,536,554 (2,543,450)	11,432 (10,860)	834 (753)	19,395 (19,045)	299.0 (230.0)	3,641.0 (3,991.5)	1.70 (1.64)	1,910 (1,790) 47.2 (44.3)
1,000以上	2,836 (2,844)	8,990,676 (8,997,484)	46,790 (45,755)	2,781 (2,456)	73,741 (70,697)	916.0 (646.0)	14,369.5 (14,748.0)	1.90 (1.83)	1,576 (1,399) 55.6 (49.2)

注 1(1)(D)の表と同じ

② 障害種別雇用状況

① 区分	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
	a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外 の身体障害者	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	c. 精神障害者	d. 精神障害 者である短時間 労働者	e. 計 c+d×0.5
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
規模計	342,973.5 (332,811.5)	76,575 (75,396)	5,007 (4,443)	113,638 (113,031)	271,795 (268,266)	1,929 (1,646)	11,836 (10,935)	1,929 (1,646)	61,237 (56,835)
56～99	28,500.0 (28,265.5)	4,609 (4,542)	480 (415)	9,352 (9,454)	19,050 (18,953)	371 (317)	1,805 (1,819)	371 (317)	8,639 (8,609)
100～299	67,761.5 (65,287.5)	12,805 (12,496)	1,086 (957)	24,850 (24,642)	51,546 (50,591)	590 (507)	2,769 (2,586)	590 (507)	14,189 (13,152)
300～499	32,909.5 (32,639.5)	7,194 (7,180)	564 (493)	11,285 (11,294)	26,237 (26,147)	230 (191)	1,007 (1,093)	230 (191)	5,647 (5,677)
500～999	43,242.5 (41,633.0)	10,136 (9,904)	634 (578)	14,110 (14,343)	35,016 (34,729)	200 (175)	1,296 (956)	200 (175)	6,942 (5,872)
1,000以上	170,560.0 (164,986.0)	41,831 (41,274)	2,243 (2,000)	54,041 (53,298)	139,946 (137,846)	538 (456)	4,959 (4,481)	538 (456)	25,820 (23,525)

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法人雇用労働者 数の算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数		④ 雇用率 E÷②×100		⑤ 法人雇用率 法人雇用労働者 数÷②×100		⑥ 法人雇用率 法人雇用労働者 数÷②×100	
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 時間労働者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者 パート労働者	C. 車椅子利用者の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 車椅子利用者の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 パート労働者	E. ②×B+C+D ×0.5	F. ②×D ×0.5	⑦ 法人雇用率 法人雇用労働者 数÷②×100	⑧ 法人雇用率 法人雇用労働者 数÷②×100	⑨ 法人雇用率 法人雇用労働者 数÷②×100	⑩ 法人雇用率 法人雇用労働者 数÷②×100
産業計	71,530 (72,228)	20,355,456 (20,441,198)	88,411 (86,331)	6,936 (6,089)	157,816 (153,029)	2,799.0 (2,063.0)	342,973.5 (332,811.5)	1.68 (1.63)	1.68 (1.63)	33,742 (32,891)	47.0 (45.5)
農、林、漁業	180 (173)	23,457 (22,690)	65 (69)	5 (5)	269 (242)	2.0 (1.0)	405.0 (385.5)	1.73 (1.70)	1.73 (1.70)	103 (97)	57.2 (56.1)
鉱業、採石業、 砂利採取業	44 (44)	8,031 (7,821)	34 (32)	1 (1)	61 (51)	0.0 (1.0)	130.0 (116.5)	1.62 (1.49)	1.62 (1.49)	24 (19)	54.5 (43.2)
建設業	2,229 (2,213)	542,662 (551,497)	2,461 (2,422)	39 (31)	3,500 (3,450)	12.0 (7.0)	8,467.0 (8,328.5)	1.56 (1.51)	1.56 (1.51)	1,066 (1,021)	47.8 (46.1)
製造業	20,267 (20,704)	6,364,426 (6,436,055)	30,941 (31,042)	822 (788)	50,351 (50,412)	220.0 (184.0)	113,165.0 (113,376.0)	1.78 (1.76)	1.78 (1.76)	11,116 (11,359)	54.8 (54.9)
電気・ガス・熱 供給・水道業	200 (194)	205,814 (201,637)	1,078 (1,048)	12 (10)	1,825 (1,760)	4.0 (3.0)	3,995.0 (3,867.5)	1.94 (1.92)	1.94 (1.92)	96 (91)	48.0 (46.9)
情報通信業	3,768 (3,838)	1,226,835 (1,250,314)	4,810 (4,714)	140 (95)	6,770 (6,583)	40.0 (23.0)	16,550.0 (16,867.5)	1.35 (1.29)	1.35 (1.29)	908 (851)	24.1 (22.2)
運輸業、郵便業	4,668 (4,689)	1,190,654 (1,216,246)	5,061 (4,985)	398 (355)	11,777 (11,670)	159.0 (127.0)	22,376.5 (22,058.5)	1.88 (1.81)	1.88 (1.81)	2,523 (2,464)	54.0 (52.5)
卸売業、小売業	12,407 (12,698)	3,417,088 (3,456,032)	11,933 (11,680)	1,653 (1,481)	24,584 (23,691)	720.0 (493.0)	50,463.0 (48,778.5)	1.48 (1.41)	1.48 (1.41)	4,462 (4,362)	36.0 (34.3)
金融業、保険業	1,320 (1,357)	1,218,635 (1,250,162)	5,788 (5,698)	121 (108)	9,361 (9,283)	25.0 (14.0)	21,070.5 (20,774.0)	1.73 (1.66)	1.73 (1.66)	550 (525)	41.7 (38.7)
不動産業、 物品賃貸業	1,218 (1,262)	305,198 (305,202)	1,051 (953)	106 (78)	1,943 (1,797)	51.0 (30.0)	4,176.5 (3,796.0)	1.37 (1.24)	1.37 (1.24)	400 (376)	32.8 (29.8)
学術研究、専 門・技術サービス業	1,862 (1,891)	481,591 (456,427)	1,947 (1,622)	194 (168)	2,569 (2,260)	58.0 (41.0)	6,686.0 (5,692.5)	1.39 (1.25)	1.39 (1.25)	591 (558)	31.7 (29.5)
宿泊業、飲食 サービス業	2,115 (2,097)	533,960 (568,743)	1,780 (1,942)	451 (430)	4,318 (4,445)	167.0 (109.0)	8,412.5 (8,813.5)	1.58 (1.55)	1.58 (1.55)	938 (887)	44.3 (42.3)
生活関連サー ビス業、娯楽業	2,397 (2,278)	467,267 (445,849)	2,180 (1,937)	241 (180)	4,242 (3,910)	105.0 (75.0)	8,895.5 (8,001.5)	1.90 (1.79)	1.90 (1.79)	910 (865)	38.0 (36.4)
教育、学習支援業	1,563 (1,589)	343,615 (361,708)	1,334 (1,405)	67 (66)	2,064 (2,105)	28.0 (20.0)	4,813.0 (4,991.0)	1.40 (1.38)	1.40 (1.38)	648 (623)	41.5 (39.2)
医療、福祉	10,116 (9,605)	1,711,183 (1,591,438)	8,560 (7,837)	1,612 (1,340)	15,403 (13,738)	872.0 (661.0)	34,571.0 (31,082.5)	2.02 (1.95)	2.02 (1.95)	6,107 (5,585)	60.4 (58.1)
複合サービス事業	883 (884)	567,936 (578,154)	2,311 (2,250)	282 (263)	5,364 (4,982)	110.0 (95.0)	10,323.0 (9,792.5)	1.82 (1.69)	1.82 (1.69)	427 (404)	48.4 (45.7)
サービス業	6,593 (6,711)	1,748,084 (1,741,223)	7,077 (6,695)	792 (690)	13,415 (12,720)	226.0 (178.0)	28,474.0 (26,889.5)	1.63 (1.54)	1.63 (1.54)	2,873 (2,804)	43.6 (41.8)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	e.計 a×2+b+c	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	e.計 a×2+b+c	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分	
		人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
産業計	342,973.5 (332,811.5)	76,575 (75,396)	5,007 (4,443)	113,638 (113,031)	271,795 (268,266)	20,230 (20,996)	11,836 (10,935)	1,929 (1,646)	35,636 (33,319)	61,237 (56,835)	7,060 (7,001)	8,542 (6,679)	2,799.0 (2,063.0)	9,941.5 (7,710.5)	2,307.0 (1,988.0)	
農、林、漁業	405.0 (385.5)	49 (53)	4 (3)	157 (141)	259 (250)		16 (16)	1 (2)	104 (94)	137 (128)		8 (7)	2.0 (1.0)	9.0 (7.5)		
鉱業、採石業、砂利採取業	130.0 (116.5)	34 (32)	1 (1)	57 (50)	126 (115)		0 (0)	0 (0)	4 (1)	4 (1)		0 (0)	0.0 (1.0)	0.0 (0.5)		
建設業	8,467.0 (8,328.5)	2,410 (2,375)	36 (28)	3,229 (3,240)	8,085 (8,018)		51 (47)	3 (3)	125 (97)	230 (194)		146 (113)	12.0 (7.0)	152.0 (116.5)		
製造業	113,165.0 (113,376.0)	27,169 (27,426)	593 (589)	36,600 (37,400)	91,531 (92,841)		3,772 (3,616)	229 (199)	11,765 (11,359)	19,538 (18,790)		1,986 (1,653)	220.0 (184.0)	2,096.0 (1,745.0)		
電気・ガス・熱供給・水道業	3,995.0 (3,867.5)	1,044 (1,021)	11 (9)	1,665 (1,618)	3,764 (3,669)		34 (27)	1 (1)	101 (98)	170 (153)		59 (44)	4.0 (3.0)	61.0 (45.5)		
情報通信業	16,550.0 (16,067.5)	4,686 (4,604)	136 (95)	5,729 (5,665)	15,237 (14,968)		124 (110)	4 (0)	351 (319)	603 (539)		690 (549)	40.0 (23.0)	710.0 (560.5)		
運輸業、郵便業	22,376.5 (22,058.5)	4,450 (4,411)	305 (274)	9,236 (9,348)	18,441 (18,444)		611 (574)	93 (81)	2,084 (1,962)	3,399 (3,191)		457 (360)	159.0 (127.0)	536.5 (423.5)		
卸売業、小売業	50,463.0 (48,778.5)	9,955 (9,831)	1,235 (1,128)	14,884 (14,913)	36,029 (35,703)		1,978 (1,849)	418 (353)	8,140 (7,584)	12,514 (11,635)		1,560 (1,194)	720.0 (493.0)	1,920.0 (1,440.5)		
金融業、保険業	21,070.5 (20,774.0)	5,699 (5,630)	118 (105)	8,810 (8,880)	20,326 (20,245)		89 (68)	3 (3)	241 (179)	422 (318)		310 (204)	25.0 (14.0)	322.5 (211.0)		
不動産業、物品賃貸業	4,176.5 (3,796.0)	957 (869)	83 (57)	1,459 (1,401)	3,456 (3,196)		94 (84)	23 (21)	387 (318)	598 (507)		97 (78)	51.0 (30.0)	122.5 (93.0)		
学術研究、専門・技術サービス業	6,686.0 (5,692.5)	1,834 (1,534)	167 (148)	2,115 (1,865)	5,950 (5,081)		113 (88)	27 (20)	297 (273)	550 (469)		157 (122)	58.0 (41.0)	186.0 (142.5)		
宿泊業、飲食サービス業	8,412.5 (8,813.5)	1,133 (1,268)	271 (266)	2,036 (2,185)	4,573 (4,987)		647 (674)	180 (164)	2,084 (2,067)	3,558 (3,579)		198 (193)	167.0 (109.0)	281.5 (247.5)		
生活関連サービス業、娯楽業	8,895.5 (8,001.5)	1,241 (1,075)	167 (125)	1,974 (1,851)	4,623 (4,126)		939 (862)	74 (55)	1,982 (1,868)	3,934 (3,647)		286 (191)	105.0 (75.0)	338.5 (228.5)		
教育・学習支援業	4,813.0 (4,991.0)	1,254 (1,328)	51 (48)	1,789 (1,853)	4,348 (4,557)		80 (77)	16 (18)	190 (186)	366 (358)		85 (66)	28.0 (20.0)	99.0 (76.0)		
医療、福祉	34,571.0 (31,082.5)	6,839 (6,391)	923 (771)	10,045 (9,154)	24,646 (22,707)		1,721 (1,446)	689 (569)	4,366 (3,844)	8,497 (7,305)		992 (740)	872.0 (661.0)	1,428.0 (1,070.5)		
複合サービス事業	10,323.0 (9,792.5)	2,082 (2,047)	254 (234)	3,881 (3,739)	8,299 (8,067)		229 (203)	28 (29)	786 (698)	1,272 (1,133)		697 (545)	110.0 (95.0)	752.0 (592.5)		
サービス業	28,474.0 (26,889.5)	5,739 (5,501)	652 (562)	9,972 (9,728)	22,102 (21,292)		1,338 (1,194)	140 (128)	2,629 (2,372)	5,445 (4,888)		814 (620)	226.0 (179.0)	927.0 (709.5)		

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数		② 法定雇用障害者の数 数の算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100		⑤ 法定雇用基準 成企業の数	⑥ 法定雇用率遵 成企業の割合
	企業	人	A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者 の短時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 精神障害者 としての短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5		F. 5うち新規雇用 分	人	%	人	%
製造業計	20,267 (20,704)	6,364,426 (6,436,055)	30,941 (31,042)	822 (788)	50,351 (50,412)	220.0 (184.0)	113,165.0 (113,376.0)	6,398.0 (6,635.5)	1.78 (1.76)	11,116 (11,359)	54.8 (54.9)	企業	%
食料品、たばこ	3,231 (3,235)	788,086 (780,367)	3,223 (3,180)	253 (232)	8,691 (8,610)	78.0 (60.0)	15,429.0 (15,232.0)	1,001.0 (920.0)	1.96 (1.95)	2,041 (2,073)	63.2 (64.1)	企業	%
繊維・衣服	845 (886)	150,236 (159,770)	718 (773)	26 (35)	1,475 (1,577)	11.0 (9.0)	2,942.5 (3,162.5)	134.5 (154.5)	1.96 (1.98)	532 (571)	63.0 (64.4)	企業	%
木材・家具	401 (417)	76,714 (80,493)	372 (358)	8 (7)	774 (783)	0.0 (0.0)	1,526.0 (1,506.0)	88.0 (74.0)	1.99 (1.87)	263 (261)	65.6 (62.6)	企業	%
パルプ・紙、印刷	1,630 (1,696)	328,036 (335,096)	1,441 (1,473)	53 (44)	2,628 (2,701)	12.0 (7.0)	5,560.0 (5,694.5)	338.0 (336.0)	1.70 (1.70)	894 (908)	54.8 (53.5)	企業	%
化学工業	2,121 (2,181)	763,720 (789,077)	3,622 (3,584)	106 (88)	5,935 (5,868)	20.0 (18.0)	13,295.0 (13,133.0)	826.5 (980.5)	1.70 (1.66)	1,009 (1,028)	47.6 (47.1)	企業	%
窯業・土石	573 (578)	132,938 (131,318)	565 (555)	14 (15)	1,131 (1,127)	1.0 (1.0)	2,275.5 (2,252.5)	108.5 (131.5)	1.71 (1.72)	311 (330)	54.3 (57.1)	企業	%
鉄鋼	392 (412)	142,289 (147,733)	638 (654)	16 (12)	1,261 (1,279)	2.0 (2.0)	2,554.0 (2,600.0)	92.0 (80.0)	1.79 (1.76)	246 (243)	62.8 (59.0)	企業	%
非鉄金属	371 (386)	115,902 (103,417)	565 (476)	12 (5)	912 (809)	3.0 (2.0)	2,055.5 (1,767.0)	116.0 (72.0)	1.77 (1.71)	215 (218)	58.0 (56.5)	企業	%
金属製品	1,594 (1,616)	270,896 (285,513)	1,143 (1,270)	34 (42)	2,370 (2,470)	7.0 (8.0)	4,693.5 (5,056.0)	210.5 (219.5)	1.73 (1.77)	886 (908)	55.6 (56.2)	企業	%
電気機械	2,096 (2,105)	1,056,373 (1,038,947)	6,185 (6,130)	66 (70)	6,985 (6,750)	16.0 (14.0)	19,429.0 (19,087.0)	861.5 (938.5)	1.84 (1.84)	1,129 (1,145)	53.9 (54.4)	企業	%
その他機械	4,855 (5,018)	1,867,809 (1,917,776)	9,343 (9,405)	161 (161)	13,435 (13,596)	50.0 (41.0)	32,307.0 (32,587.5)	1,929.5 (2,040.5)	1.73 (1.70)	2,504 (2,601)	51.6 (51.8)	企業	%
その他	2,158 (2,174)	651,427 (666,548)	3,126 (3,184)	73 (77)	4,754 (4,842)	20.0 (22.0)	11,089.0 (11,298.0)	692.0 (688.5)	1.70 (1.70)	1,086 (1,073)	50.3 (49.4)	企業	%

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
	a. 障害者の数	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
	計 a×2+b+c	計 a×2+b+c	計 a×2+b+c	計 a×2+b+c	計 a×2+b+c	計 a×2+b+c	計 a×2+b+c	計 a×2+b+c	計 a×2+b+c	計 a×2+b+c	計 a×2+b+c	計 a×2+b+c
製造業計	113,165.0 (113,376.0)	27,169 (27,426)	593 (589)	36,600 (37,400)	91,531 (92,841)	3,772 (3,616)	229 (199)	11,765 (11,359)	19,538 (18,790)	1,986 (1,653)	220.0 (184.0)	2096.0 (1745.0)
食料品・たばこ	15,429.0 (15,232.0)	2,159 (2,155)	152 (152)	4,346 (4,399)	8,816 (8,861)	1,064 (1,025)	101 (80)	4,069 (3,967)	6,298 (6,097)	276 (244)	78.0 (60.0)	315.0 (274.0)
繊維工業	2,942.5 (3,162.5)	598 (656)	25 (31)	1,002 (1,105)	2,223 (2,448)	120 (117)	1 (4)	427 (432)	668 (670)	46 (40)	11.0 (9.0)	51.5 (44.5)
木材・家具	1,526.0 (1,506.0)	342 (332)	3 (5)	543 (561)	1,230 (1,230)	30 (26)	5 (2)	201 (204)	266 (258)	30 (18)	0.0 (0.0)	30.0 (18.0)
パルプ・紙・印刷	5,569.0 (5,694.5)	1,310 (1,351)	43 (36)	1,985 (2,073)	4,648 (4,811)	131 (122)	10 (8)	560 (540)	832 (792)	83 (88)	12.0 (7.0)	89.0 (91.5)
化学工業	13,295.0 (13,133.0)	3,103 (3,119)	66 (61)	4,743 (4,793)	11,015 (11,092)	519 (465)	40 (27)	979 (895)	2,057 (1,852)	213 (180)	20.0 (18.0)	223.0 (189.0)
窯業・土石	2,275.5 (2,252.5)	488 (481)	10 (10)	841 (855)	1,827 (1,827)	77 (74)	4 (5)	260 (241)	418 (394)	30 (31)	1.0 (1.0)	30.5 (31.5)
鉄鋼	2,554.0 (2,600.0)	595 (614)	16 (11)	1,112 (1,154)	2,318 (2,393)	43 (40)	0 (1)	106 (91)	192 (172)	43 (34)	2.0 (2.0)	44.0 (35.0)
非鉄金属	2,055.5 (1,767.0)	473 (427)	11 (5)	699 (640)	1,656 (1,499)	92 (49)	1 (0)	173 (143)	358 (241)	40 (26)	3.0 (2.0)	41.5 (27.0)
金属製品	4,693.5 (5,056.0)	902 (971)	31 (39)	1,651 (1,751)	3,486 (3,732)	241 (239)	3 (3)	649 (671)	1,134 (1,272)	70 (48)	7.0 (8.0)	73.5 (52.0)
電気機械	19,429.0 (19,087.0)	5,779 (5,740)	45 (49)	5,582 (5,459)	17,185 (16,988)	406 (390)	21 (21)	1,067 (1,025)	1,900 (1,825)	336 (266)	16.0 (14.0)	344.0 (273.0)
その他機械	32,307.0 (32,587.5)	8,671 (8,742)	135 (138)	10,559 (10,852)	28,036 (28,474)	672 (663)	26 (23)	2,306 (2,255)	3,676 (3,604)	570 (489)	50.0 (41.0)	595.0 (509.5)
その他	11,089.0 (11,298.0)	2,749 (2,838)	56 (52)	3,537 (3,758)	9,091 (9,486)	377 (346)	17 (25)	968 (895)	1,739 (1,612)	249 (189)	20.0 (22.0)	259.0 (200.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

年		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合 (%)	
			対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和	54 年	128,493		1.12		52.0	
	55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
	56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
	57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
	58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
	59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
	60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
	61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
	62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
	63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(	177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成	元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
	2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
	3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
	4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
	5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(	237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
	6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
	7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
	8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
	9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
	10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
	11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(	249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
	12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
	13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
	14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
	15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
	16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
	17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
	18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	(	281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
	19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
	20	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
	21	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
	22	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、

精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

注2

() 内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不達数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不達数							③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1 人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	
規模計	38,088 (100.0%)	24,595 (64.6%)	8,173 (21.5%)	2,698 (7.1%)	1,388 (3.6%)	1,027 (2.7%)	164 (0.4%)	38 (0.1%)	5 (0.0%)
56-99人	15,159 (100.0%)	15,159 (100.0%)	—	—	—	—	—	—	15,083 (99.6%)
100-299人	16,415 (100.0%)	7,932 (48.3%)	6,665 (40.6%)	1,402 (8.5%)	372 (2.3%)	44 (0.3%)	—	—	9,063 (55.2%)
300-499人	3,114 (100.0%)	828 (26.6%)	808 (25.9%)	694 (22.3%)	514 (16.5%)	270 (8.7%)	—	—	143 (4.6%)
500-999人	2,140 (100.0%)	474 (22.1%)	515 (24.1%)	411 (19.2%)	344 (16.1%)	370 (17.3%)	26 (1.2%)	—	21 (1.0%)
1,000人 以上	1,280 (100.0%)	202 (16.0%)	185 (14.7%)	191 (15.2%)	158 (12.5%)	343 (27.2%)	138 (11.0%)	38 (3.0%)	5 (0.4%)
									6 (0.5%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不達数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	1.68	0.05	47.0	1.5	33,742 / 71,830
北海道	1.85	0.08	53.0	3.3	1,353 / 2,555
青森	1.71	0.06	49.4	5.2	329 / 666
岩手	1.86	0.08	53.2	2.0	386 / 726
宮城	1.62	0.05	47.3	2.1	532 / 1,124
秋田	1.58	0.05	52.0	0.6	276 / 531
山形	1.58	0.02	52.5	△0.1	371 / 707
福島	1.61	0.05	45.9	0.6	484 / 1,054
茨城	1.60	0.06	51.0	0.3	560 / 1,097
栃木	1.58	0.04	49.2	1.9	413 / 840
群馬	1.62	0.06	51.6	4.6	531 / 1,030
埼玉	1.59	0.05	40.4	△1.2	889 / 2,202
千葉	1.60	0.07	49.4	1.2	787 / 1,594
東京	1.63	0.07	33.0	1.9	5,190 / 15,726
神奈川	1.62	0.05	45.8	2.3	1,540 / 3,365
新潟	1.57	0.02	47.5	△0.8	629 / 1,325
富山	1.68	0.01	58.9	△1.3	476 / 808
石川	1.62	0.02	53.9	3.2	416 / 772
福井	2.25	0.00	54.9	△0.9	295 / 537
山梨	1.67	0.06	49.6	△1.7	211 / 425
長野	1.78	0.06	56.9	2.0	709 / 1,246
岐阜	1.73	0.04	54.3	0.5	587 / 1,082
静岡	1.68	0.03	49.1	△0.1	1,064 / 2,167
愛知	1.63	0.06	44.8	1.7	2,023 / 4,514
三重	1.50	0.00	49.8	1.1	415 / 833
滋賀	1.69	0.02	56.5	0.7	330 / 584
京都	1.82	0.05	49.5	2.0	672 / 1,358
大阪	1.67	0.07	44.5	1.6	2,698 / 6,069
兵庫	1.81	0.05	56.6	2.2	1,409 / 2,491
奈良	2.08	0.08	57.1	△0.6	234 / 410
和歌山	1.92	△0.10	62.4	2.8	265 / 425
鳥取	1.83	0.05	59.6	0.6	196 / 329
島根	1.83	0.05	64.6	0.9	267 / 413
岡山	1.86	0.07	53.9	△0.4	587 / 1,090
広島	1.83	0.06	51.0	1.9	859 / 1,685
山口	2.28	0.06	55.2	0.5	373 / 676
徳島	1.67	0.06	57.0	4.2	187 / 328
香川	1.74	0.02	59.1	△0.3	366 / 619
愛媛	1.69	0.03	52.5	0.2	385 / 734
高知	1.90	0.15	59.4	2.1	224 / 377
福岡	1.71	0.01	51.1	0.4	1,345 / 2,630
佐賀	2.18	0.05	68.0	△2.6	299 / 440
長崎	2.08	0.01	59.7	0.3	414 / 694
熊本	1.98	△0.02	59.0	1.0	542 / 918
大分	2.16	0.01	60.1	△0.1	352 / 586
宮崎	2.03	0.02	69.4	4.3	381 / 549
鹿児島	2.05	0.10	61.7	2.4	526 / 852
沖縄	1.86	0.04	56.4	1.9	365 / 647

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+ D×0.5
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者 ある短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	
特例子会社	283 (265)	13,684 (12,570)	人 5,072 (4,696)	人 62 (71)	人 4,331 (3,818)	人 51.0 (50.0)	人 14,562.5 (13,306.0)

注 1(1)①の表と同じ
※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分だけの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
特例子会社	14,562.5 (13,306.0)	3,164 (3,049)	人 30 (33)	人 1,394 (1,339)	人 7,752 (7,470)	人 1,908 (1,647)	人 32 (38)	人 429 (333)	人 51.0 (50.0)	人 454.5 (358.0)

注 1(1)②の表と同じ
※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分だけの集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。
その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できるとしている。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

① 区分	② 機関数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
		A.重度身体 障害者及び重 度の知的障害者 の人数	B.重度身体障 害者及び重 度の知的障害者 の人数	C.重度以外 の身体障害者 、知的障害者 及び精神障 害者の人数	D.精神障害 者である短時 間勤務職員 の人数	E. 計 A×9+B+C +D×0.5		
計	機関	39	882	43	4,739	13.0	人	97.4
	(39)	(300,636)	(886)	(40)	(4,708)	(8.0)	(182.5)	(97.4)
行政機関	機関	30	824	43	4,229	13.0	人	100.0
	(30)	(273,330)	(825)	(40)	(4,217)	(8.0)	(177.5)	(96.7)
立法機関	5	3,234	7	0	58	0.0	72.0	4
	(5)	(3,230)	(6)	(0)	(57)	(0.0)	(69.0)	(100.0)
司法機関	4	24,173	51	0	452	0.0	554.0	4
	(4)	(24,076)	(55)	(0)	(434)	(0.0)	(544.0)	(100.0)

② 障害種別在職状況

① 区分	② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
	a.重度身体 障害者	b.重度以 外身体障 害者	c.重度以 外身体障 害者	d.重度以 外身体障 害者	e.計 a+b+c	f.計 a+b+c
計	6,552.5	42	4,408	6,180	183	174
	(6,524.0)	(875)	(38)	(4,439)	(122)	(186)
行政機関	5,926.5	42	3,902	5,558	180	172
	(5,911.0)	(814)	(38)	(3,953)	(118)	(183)
立法機関	72.0	7	0	55	3	1
	(69.0)	(6)	(0)	(54)	(0)	(1)
司法機関	554.0	51	0	451	563	1
	(544.0)	(55)	(0)	(432)	(4)	(2)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間勤務者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成21年6月2日から平成22年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。
- 6 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間勤務員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のe欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成21年6月2日から平成22年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる職員数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C.重度以外の 身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.精神障害者 である短時間 勤務職員			
計	機関 156 (160)	303,351 (315,993)	1,928 (1,981)	74 (53)	3,665 (3,810)	7.0 (0.0)	2.50 (2.48)	機関 148 (155)	% 94.9 (96.9)
都道府県 知事部局	機関 47 (47)	246,818 (257,667)	1,592 (1,636)	36 (26)	2,991 (3,106)	5.0 (0.0)	2.52 (2.49)	機関 47 (47)	% 100.0 (100.0)
その他の 都道府県機関	109 (113)	56,533 (58,326)	336 (345)	38 (27)	674 (704)	2.0 (0.0)	2.45 (2.44)	101 (108)	92.7 (95.6)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
		a.重度身体 障害者	b.重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c.重度以外の 身体障害者	a.重度知的障 害者	b.重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c.重度以外の 知的障害者	c.精神障害者	d.精神障害者 である短時間 勤務職員	e.計 c+d×0.5
計	7,598.5 (7,825.0)	1,926 (1,979)	74 (53)	3,553 (3,721)	2 (2)	0 (0)	35 (25)	77 (64)	7.0 (0.0)	80.5 (64.0)
都道府県 知事部局	6,213.5 (6,404.0)	1,590 (1,634)	36 (26)	2,914 (3,055)	2 (2)	0 (0)	35 (25)	42 (26)	5.0 (0.0)	44.5 (26.0)
その他の 都道府県機関	1,385.0 (1,421.0)	336 (345)	38 (27)	639 (666)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	35 (38)	2.0 (0.0)	36.0 (38.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

① 機関数 区分	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数				④ 法定雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 精神障害者 である短時間 勤務職員			
市町村の機関	機関 2,372 (2,448)	人 5,814 (5,745)	人 245 (177)	人 10,657 (10,739)	人 35.0 (23.0)	人 22,547.5 (22,417.5)	% 2.40 (2.37)	% 2,098 (2,146) (87.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

① 障害者の数 区分	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
	a. 重度身体 障害者 である 短時間勤 務職員	b. 重度身体 障害者以外 の身体障害 者 である 短時間勤 務職員	c. 重度以外 の身体障害 者 である 短時間勤 務職員	a. 重度知的 障害者 である 短時間勤 務職員	b. 重度知的 障害者以外 の知的障害 者 である 短時間勤 務職員	c. 重度以外 の知的障害 者 である 短時間勤 務職員	a. 精神障害 者 である 短時間勤 務職員	b. 精神障害 者以外 の精神障害 者 である 短時間勤 務職員	c. 精神障害 者以外 の精神障害 者 である 短時間勤 務職員
市町村の機関	人 5,783 (5,720)	人 226 (161)	人 9,934 (10,133)	人 31 (25)	人 19 (16)	人 325 (297)	人 398 (309)	人 35.0 (23.0)	人 415.5 (320.5) (38.5)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

① 区分	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 精神障害者 である短時 勤務職員			
計	機関 130 (138)	2,997 (2,935)	77 (68)	5,140 (4,983)	2.0 (0.0)	人 606.5 (525.0)	% 1.78 (1.72)	% 60.8 (54.3)
都道府県 教育委員会	機関 47 (47)	2,541 (2,485)	65 (60)	4,339 (4,187)	2.0 (0.0)	人 492.5 (444.0)	% 1.77 (1.70)	% 27.7 (12.8)
市町村 教育委員会	83 (91)	456 (450)	12 (8)	801 (796)	0.0 (0.0)	人 114.0 (81.0)	1.88 (1.84)	79.5 (75.8)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

① 区分	② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
	a. 重度身体 障害者	b. 重度以外 の身体障害 者である 短時間勤務 職員	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務 職員	c. 精神障害者 である短時 勤務職員	d. 精神障害者 である短時 勤務職員
計	2,986 (2,930)	74 (65)	11 (5)	3 (3)	100 (81)	2.0 (0.0)
都道府県 教育委員会	2,531 (2,481)	62 (57)	10 (4)	3 (3)	78 (69)	2.0 (0.0)
市町村 教育委員会	455 (449)	12 (8)	1 (1)	0 (0)	22 (12)	0.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成法人の数	⑥ 法定雇用 率達成法人の割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C.重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D.精神障害 者である短 時間労働者			
			E. 計 A×2+B+C +D×0.5 分						
			F.うち新規雇用 分						
計	270 (243)	295,944 (251,756)	1,739 (1,444)	61 (53)	3,085 (2,364)	30.0 (18.0)	2.24 (2.11)	202 (177)	74.8 (72.8)
独立行政法 人等(国立大 学法人等を 除く)	98 (93)	156,311 (123,682)	937 (731)	36 (24)	1,753 (1,325)	25.0 (14.0)	2.35 (2.28)	82 (78)	83.7 (83.9)
国立大学法 人等	90 (90)	109,291 (106,131)	661 (617)	19 (26)	1,046 (869)	5.0 (4.0)	2.19 (2.01)	70 (60)	77.8 (66.7)
地方独立行 政法人等	82 (60)	30,342 (21,943)	141 (96)	6 (3)	286 (170)	0.0 (0.0)	1.89 (1.66)	50 (39)	61.0 (65.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数		②身体障害者の数			③知的障害者の数			④精神障害者の数				
	a.重度身体障害者	b.重度身体障害者で、 身体障害者 である 労働者	c.重度以 外の身体障 害者 である 労働者	d.重度以 外の身体障 害者 である 労働者	e.計 a×2+b+c	f.うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b.重度知的 障害者で、 知的障害者 である 労働者	c.重度以 外の知的障 害者 である 労働者	d.精神障 害者	e.計 a×2+b+c	f.うち新規 雇用分	
計	6,639.0 (5,314.0)	1,611 (1,346)	59 (53)	2,509 (2,027)	5,790 (4,772)	1,240 (545)	128 (98)	2 (0)	234 (138)	492 (334)	182 (113)	357.0 (208.0)	150.5 (51.5)
独立行政法 人等(国立大 学法人等を 除く)	3,675.5 (2,818.0)	913 (711)	34 (24)	1,473 (1,140)	3,333 (2,586)	916 (270)	24 (20)	2 (0)	90 (70)	140 (110)	40 (30)	202.5 (122.0)	101.0 (32.5)
国立大学法 人等	2,389.5 (2,131.0)	564 (542)	19 (26)	794 (722)	1,941 (1,832)	256 (227)	97 (75)	0 (0)	121 (65)	315 (215)	114 (83)	133.5 (84.0)	32.5 (19.0)
地方独立行 政法人等	574.0 (365.0)	134 (93)	6 (3)	242 (165)	516 (354)	68 (48)	7 (3)	0 (0)	23 (3)	37 (9)	28 (0)	21.0 (2.0)	17.0 (0.0)

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第22条第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令第22条第2号から第10号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	286,472	6,552.5	2.29	1.0	
行政機関合計	259,065	5,926.5	2.29	0.0	
内閣官房	710	15.0	2.11	0.0	
内閣法制局	73	1.0	1.37	0.0	
内閣府	2,371	50.0	2.11	0.0	
宮内庁	768	21.0	2.73	0.0	
公正取引委員会	765	16.0	2.09	0.0	
警察庁	1,627	40.0	2.46	0.0	
金融庁	1,501	32.0	2.13	0.0	
消費者庁	239	6.0	2.51	0.0	
総務省	5,362	120.0	2.24	0.0	特例承認あり(注4)
法務省	31,716	696.0	2.19	0.0	
公安調査庁	1,511	39.0	2.58	0.0	
外務省	5,740	131.0	2.28	0.0	
財務省	11,025	234.0	2.12	0.0	
国税庁	55,355	1,212.0	2.19	0.0	
文部科学省	2,184	47.0	2.15	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	44,835	1,168.5	2.61	0.0	
農林水産省	17,911	381.0	2.13	0.0	
林野庁	4,596	110.0	2.39	0.0	
水産庁	492	14.0	2.85	0.0	
経済産業省	5,533	117.0	2.11	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,871	65.0	2.26	0.0	
国土交通省	35,309	805.0	2.28	0.0	
観光庁	99	3.0	3.03	0.0	
気象庁	4,304	93.0	2.16	0.0	
海上保安庁	84	3.0	3.57	0.0	
運輸安全委員会	180	4.0	2.22	0.0	
環境省	1,197	26.0	2.17	0.0	
防衛省	18,771	433.0	2.31	0.0	
人事院	648	14.0	2.16	0.0	
会計検査院	1,288	30.0	2.33	0.0	
立法機関合計	3,234	72.0	2.23	1.0	
衆議院事務局	1,209	27.0	2.23	0.0	
衆議院法制局	79	3.0	3.80	0.0	
参議院事務局	984	23.0	2.34	0.0	
参議院法制局	72	0.0	0.00	1.0	
国立国会図書館	890	19.0	2.13	0.0	
司法機関合計	24,173	554.0	2.29	0.0	
最高裁判所	1,024	22.0	2.15	0.0	
高等裁判所	1,722	38.0	2.21	0.0	
地方裁判所	16,520	377.0	2.28	0.0	
家庭裁判所	4,907	117.0	2.38	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	246,818	6,213.5	2.52	0.0	
北海道	14,310	367.0	2.56	0.0	
青森県	3,901	98.0	2.51	0.0	
岩手県	3,877	95.0	2.45	0.0	
宮城県	4,837	113.0	2.34	0.0	
秋田県	3,574	84.0	2.35	0.0	
山形県	4,797	102.0	2.13	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,293	121.0	2.29	0.0	
茨城県	5,212	112.0	2.15	0.0	
栃木県	4,967	113.0	2.28	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	4,240	96.0	2.26	0.0	
埼玉県	6,943	218.0	3.14	0.0	
千葉県	7,814	207.5	2.66	0.0	特例認定あり(注4)
東京都	19,784	581.0	2.94	0.0	
神奈川県	7,112	249.0	3.50	0.0	
新潟県	5,994	133.0	2.22	0.0	
富山県	3,495	80.0	2.29	0.0	特例認定あり(注4)
石川県	4,177	91.0	2.18	0.0	
福井県	3,230	75.0	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
山梨県	3,420	73.0	2.13	0.0	
長野県	5,234	128.0	2.45	0.0	特例認定あり(注4)
岐阜県	4,451	95.0	2.13	0.0	
静岡県	5,725	126.5	2.21	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	8,248	198.0	2.40	0.0	
三重県	4,376	118.0	2.70	0.0	
滋賀県	3,125	77.0	2.46	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	4,254	115.0	2.70	0.0	
大阪府	8,423	265.0	3.15	0.0	
兵庫県	7,853	179.0	2.28	0.0	
奈良県	3,796	96.0	2.53	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,638	84.0	2.31	0.0	
鳥取県	3,492	92.0	2.63	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,560	86.0	2.42	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	3,900	82.0	2.10	0.0	
広島県	5,438	137.0	2.52	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	4,553	108.0	2.37	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,091	66.0	2.14	0.0	
香川県	3,366	80.0	2.38	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	3,846	83.0	2.16	0.0	
高知県	3,600	79.0	2.19	0.0	
福岡県	7,636	253.0	3.31	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	2,984	68.0	2.28	0.0	
長崎県	3,922	84.0	2.14	0.0	
熊本県	4,559	119.5	2.62	0.0	
大分県	4,087	89.0	2.18	0.0	
宮崎県	3,727	87.0	2.33	0.0	
鹿児島県	4,917	104.0	2.12	0.0	
沖縄県	4,040	106.0	2.62	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)					
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
福井県	福井県企業局				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
静岡県	静岡県企業局				
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
栃木県	栃木県企業局				
富山県	富山県企業局				
千葉県	千葉県議会事務局				
長野県	長野県企業局				

(3) その他の都道府県機関の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	56,533	1,385.0	2.45	15.0	
北海道企業局	94	2.0	2.13	0.0	
北海道議会事務局	72	2.0	2.78	0.0	
北海道監査委員事務局	52	1.0	1.92	0.0	
北海道警察本部	1,280	27.0	2.11	0.0	
青森県病院局	364	11.0	3.02	0.0	
青森県警察本部	371	9.0	2.43	0.0	
岩手県医療局	3,103	69.0	2.22	0.0	
岩手県企業局	77	0.0	0.00	1.0	
岩手県警察本部	314	7.0	2.23	0.0	
宮城県病院局	234	7.0	2.99	0.0	
宮城県企業局	69	2.0	2.90	0.0	
宮城県警察本部	500	10.0	2.00	0.0	
秋田県警察本部	376	8.0	2.13	0.0	
山形県警察本部	345	8.0	2.32	0.0	
福島県病院局	296	8.0	2.70	0.0	
福島県警察本部	461	9.0	1.95	0.0	
茨城県企業局	181	5.0	2.76	0.0	
茨城県病院局	332	6.0	1.81	0.0	
茨城県警察本部	503	11.0	2.19	0.0	
栃木県警察本部	421	8.0	1.90	0.0	
群馬県企業局	289	7.0	2.42	0.0	
群馬県病院局	381	8.0	2.10	0.0	
群馬県警察本部	442	8.0	1.81	1.0	
埼玉県企業局	403	13.0	3.23	0.0	
埼玉県病院局	711	18.0	2.53	0.0	
埼玉県議会事務局	66	2.0	3.03	0.0	
埼玉県警察本部	1,111	24.0	2.16	0.0	
千葉県企業庁	414	14.0	3.38	0.0	
千葉県水道局	926	23.0	2.48	0.0	
千葉県病院局	774	19.0	2.45	0.0	
北千葉広域水道企業団	90	2.0	2.22	0.0	
君津広域水道企業団	67	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,120	26.0	2.32	0.0	
東京都議会議会局	151	4.0	2.65	0.0	
東京都人事委員会	64	2.0	3.13	0.0	
東京都監査事務局	91	5.0	5.49	0.0	
東京都交通局	1,979	54.0	2.73	0.0	
東京都水道局	2,568	76.5	2.98	0.0	
東京都下水道局	1,096	41.0	3.74	0.0	
警視庁	3,049	86.0	2.82	0.0	
東京消防庁	420	15.5	3.69	0.0	
神奈川県企業庁	935	30.0	3.21	0.0	
神奈川県議会議会局	77	3.0	3.90	0.0	
神奈川県警察本部	1,686	40.0	2.37	0.0	
新潟県企業局	86	2.0	2.33	0.0	
新潟県病院局	1,806	34.0	1.88	3.0	
新潟県警察本部	505	9.0	1.78	1.0	
富山県警察本部	303	6.0	1.98	0.0	
石川県警察本部	344	8.0	2.33	0.0	
福井県警察本部	294	6.0	2.04	0.0	
山梨県企業局	109	4.0	3.67	0.0	
山梨県警察本部	286	5.0	1.75	1.0	
長野県警察本部	418	10.0	2.39	0.0	
岐阜県警察本部	425	13.0	3.06	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	487	11.0	2.26	0.0	
静岡県警察本部	636	15.0	2.36	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	329	16.0	4.86	0.0	
愛知県病院事業庁	689	16.0	2.32	0.0	
名古屋港管理組合	290	5.0	1.72	1.0	
愛知県議会事務局	66	1.0	1.52	0.0	
愛知県警察本部	947	19.0	2.01	0.0	
三重県企業庁	112	4.0	3.57	0.0	
三重県病院事業庁	494	10.0	2.02	0.0	
三重県警察本部	371	10.0	2.70	0.0	
滋賀県警察本部	282	6.0	2.13	0.0	
京都府文化環境部(公営企画課、建設整備課)	68	2.0	2.94	0.0	
京都府警察本部	572	20.0	3.50	0.0	
大阪府水道部	456	12.0	2.63	0.0	
大阪府議会事務局	64	1.0	1.56	0.0	
大阪府警察本部	1,780	38.0	2.13	0.0	
兵庫県議会事務局	58	1.0	1.72	0.0	
兵庫県企業庁	187	10.0	5.35	0.0	
兵庫県病院局	1,899	42.0	2.21	0.0	
兵庫県警察本部	795	21.0	2.64	0.0	
奈良県警察本部	339	10.0	2.95	0.0	
和歌山県警察本部	314	6.0	1.91	0.0	
鳥取県病院局	540	9.0	1.67	2.0	
鳥取県警察本部	289	6.0	2.08	0.0	
島根県病院局	356	10.0	2.81	0.0	
島根県警察本部	302	6.0	1.99	0.0	
岡山県企業局	94	4.0	4.26	0.0	
岡山県警察本部	459	11.0	2.40	0.0	
広島県警察本部	523	12.0	2.29	0.0	
山口県警察本部	433	10.0	2.31	0.0	
徳島県企業局	111	3.0	2.70	0.0	
徳島県病院局	354	9.0	2.54	0.0	
徳島県警察本部	291	7.0	2.41	0.0	
香川県警察本部	265	7.0	2.64	0.0	
愛媛県警察本部	393	9.0	2.29	0.0	
愛媛県公営企業管理局	710	17.0	2.39	0.0	
高知県公営企業局	249	7.0	2.81	0.0	
高知県警察本部	283	8.0	2.83	0.0	
福岡県警察本部	884	18.0	2.04	0.0	
佐賀県警察本部	292	8.0	2.74	0.0	
長崎県交通局	121	3.0	2.48	0.0	
長崎県病院企業団	885	13.0	1.47	5.0	
長崎県警察本部	451	11.0	2.44	0.0	
熊本県警察本部	421	10.0	2.38	0.0	
大分県企業局	50	1.0	2.00	0.0	
大分県病院局	233	4.0	1.72	0.0	
大分県警察本部	328	6.0	1.83	0.0	
宮崎県企業局	82	3.0	3.66	0.0	
宮崎県病院局	398	9.0	2.26	0.0	
宮崎県警察本部	292	8.0	2.74	0.0	
鹿児島県立病院局	375	7.0	1.87	0.0	
鹿児島県警察本部	504	13.0	2.58	0.0	
沖縄県警察本部	297	7.0	2.36	0.0	
沖縄県企業局	260	6.0	2.31	0.0	
沖縄県病院事務局	842	18.0	2.14	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	536,943	9,487.0	1.77	1,375.0	
北海道	28,469	462.0	1.62	107.0	
青森県	9,022	133.0	1.47	47.0	
岩手県	9,104	153.0	1.68	29.0	
宮城県	9,500	170.0	1.79	20.0	
秋田県	6,723	99.0	1.47	35.0	
山形県	6,752	110.0	1.63	25.0	
福島県	12,507	168.0	1.34	82.0	
茨城県	14,622	236.0	1.61	56.0	
栃木県	10,432	154.5	1.48	53.5	
群馬県	11,659	234.0	2.01	0.0	
埼玉県	25,714	410.0	1.59	104.0	
千葉県	22,678	346.0	1.53	107.0	
東京都	41,047	686.0	1.67	134.0	
神奈川県	17,735	358.0	2.02	0.0	
新潟県	11,607	182.0	1.57	50.0	
富山県	6,216	130.0	2.09	0.0	
石川県	6,403	128.0	2.00	0.0	
福井県	5,733	87.0	1.52	27.0	
山梨県	5,773	71.0	1.23	44.0	
長野県	12,309	215.0	1.75	31.0	
岐阜県	11,366	227.0	2.00	0.0	
静岡県	11,985	216.0	1.80	23.0	
愛知県	24,182	415.5	1.72	67.5	
三重県	9,555	176.0	1.84	15.0	
滋賀県	8,049	138.0	1.71	22.0	
京都府	7,715	167.0	2.16	0.0	
大阪府	23,847	554.0	2.32	0.0	
兵庫県	19,053	358.0	1.88	23.0	
奈良県	6,243	126.0	2.02	0.0	
和歌山県	6,546	142.0	2.17	0.0	
鳥取県	4,142	72.0	1.74	10.0	
島根県	5,070	99.0	1.95	2.0	
岡山県	8,705	156.0	1.79	18.0	
広島県	10,010	173.0	1.73	27.0	
山口県	8,512	131.0	1.54	39.0	
徳島県	5,293	93.0	1.76	12.0	
香川県	5,843	122.0	2.09	0.0	
愛媛県	9,063	177.0	1.95	4.0	
高知県	5,621	111.0	1.97	1.0	
福岡県	14,425	231.0	1.60	57.0	
佐賀県	5,768	121.0	2.10	0.0	
長崎県	9,156	184.0	2.01	0.0	
熊本県	9,541	178.0	1.87	12.0	
大分県	6,707	107.0	1.60	27.0	
宮崎県	7,049	127.0	1.80	13.0	
鹿児島県	10,343	155.0	1.50	51.0	
沖縄県	9,149	198.0	2.16	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	265,602	6,065.0	2.28	162.5	
自動車検査	917	28.0	3.05	0.0	
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	注4
医薬基盤研究所	203	5.0	2.46	0.0	
医薬品医療機器総合機構	885	19.0	2.15	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1,658	43.0	2.59	0.0	
沖縄科学技術研究基盤整備機構	223	1.0	0.45	3.0	
海技教育機構	200	5.0	2.50	0.0	
海上技術安全研究所	220	4.0	1.82	0.0	
海洋研究開発機構	762	28.0	3.67	0.0	
科学技術振興機構	471	11.0	2.34	0.0	
家畜改良センター	850	26.0	3.06	0.0	
環境再生保全機構	129	0.0	0.00	2.0	
教員研修センター	51	0.0	0.00	1.0	
勤労者退職金共済機構	280	7.0	2.50	0.0	
空港周辺整備機構	-	-	-	-	注4
経済産業研究所	53	2.0	3.77	0.0	
原子力安全基盤機構	438	10.0	2.28	0.0	
建築研究所	149	2.0	1.34	1.0	
航海訓練所	115	4.0	3.48	0.0	
工業所有権情報・研修館	149	3.0	2.01	0.0	
航空大学校	122	0.0	0.00	2.0	
交通安全環境研究所	158	3.0	1.90	0.0	
高齢・障害者雇用支援機構	1,124	80.0	7.12	0.0	
港湾空港技術研究所	116	0.0	0.00	2.0	
国際観光振興機構	98	2.0	2.04	0.0	
国際協力機構	1,664	27.0	1.62	7.0	
国際交流基金	285	6.0	2.11	0.0	
国際農林水産業研究センター	284	5.0	1.76	0.0	
国民生活センター	128	3.0	2.34	0.0	
国立印刷局	4,574	103.0	2.25	0.0	
国立科学博物館	199	5.0	2.51	0.0	
国立環境研究所	686	15.0	2.19	0.0	
国立がん研究センター	1,179	7.0	0.59	17.0	
国立健康・栄養研究所	73	1.0	1.37	0.0	
国立高等専門学校機構	4,101	88.5	2.16	0.0	
国立公文書館	85	3.0	3.53	0.0	
国立国際医療研究センター	1,241	7.0	0.56	19.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	258	9.0	3.49	0.0	
国立循環器病研究センター	760	19.0	2.50	0.0	
国立女性教育会館	-	-	-	-	注4
国立成育医療研究センター	666	12.0	1.80	1.0	
国立青少年教育振興機構	677	15.5	2.29	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	492	2.0	0.41	8.0	
国立大学財務・経営センター	-	-	-	-	注4
国立長寿医療研究センター	305	3.0	0.98	3.0	
国立特別支援教育総合研究所	85	1.0	1.18	0.0	
国立美術館	219	6.0	2.74	0.0	
国立病院機構	36,433	892.5	2.45	0.0	
国立文化財機構	551	13.5	2.45	0.0	
雇用・能力開発機構	3,929	119.0	3.03	0.0	
産業技術総合研究所	4,369	97.5	2.23	0.0	
自動車事故対策機構	330	6.0	1.82	0.0	
住宅金融支援機構	944	18.0	1.91	1.0	
種苗管理センター	309	8.0	2.59	0.0	
酒類総合研究所	-	-	-	-	注4
情報処理推進機構	160	3.0	1.88	0.0	
情報通信研究機構	737	15.0	2.04	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	561	13.0	2.32	0.0	
森林総合研究所	1,180	34.0	2.88	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
水産総合研究センター	833	17.0	2.04	0.0	
水産大学校	112	2.0	1.79	0.0	
製品評価技術基盤機構	467	9.0	1.93	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	585	14.0	2.39	0.0	
造幣局	934	21.0	2.25	0.0	
大学入試センター	108	4.0	3.70	0.0	
大学評価・学位授与機構	151	4.0	2.65	0.0	
中小企業基盤整備機構	833	19.0	2.28	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	314	6.0	1.91	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,978	42.0	2.12	0.0	
電子航法研究所	77	1.0	1.30	0.0	
統計センター	1,022	21.0	2.05	0.0	
都市再生機構	3,889	84.0	2.16	0.0	
土木研究所	603	12.0	1.99	0.0	
日本学術振興会	146	4.0	2.74	0.0	
日本学生支援機構	455	9.0	1.98	0.0	
日本芸術文化振興会	306	6.0	1.96	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,201	108.0	2.57	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	-	-	-	-	注4
日本スポーツ振興センター	538	11.0	2.04	0.0	
日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	注4
日本貿易振興機構	950	20.0	2.11	0.0	
日本貿易保険	131	2.0	1.53	0.0	
年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	注4
農業環境技術研究所	241	6.0	2.49	0.0	
農業者年金基金	81	1.0	1.23	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	3,308	70.5	2.13	0.0	
農業生物資源研究所	575	15.5	2.70	0.0	
農畜産業振興機構	232	2.0	0.86	2.0	
農林漁業信用基金	117	2.0	1.71	0.0	
農林水産消費安全技術センター	674	17.0	2.52	0.0	
福祉医療機構	273	5.0	1.83	0.0	
物質・材料研究機構	1,092	22.0	2.01	0.0	
平和祈念事業特別基金	-	-	-	-	注4
防災科学技術研究所	216	5.0	2.31	0.0	
放射線医学総合研究所	574	14.0	2.44	0.0	
北方領土問題対策協会	-	-	-	-	注4
水資源機構	1,550	33.0	2.13	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	注4
理化学研究所	2,966	63.0	2.12	0.0	
労働安全衛生総合研究所	116	2.0	1.72	0.0	
労働者健康福祉機構	8,656	192.0	2.22	0.0	
労働政策研究・研修機構	116	3.0	2.59	0.0	
年金積立金管理運用	76	1.0	1.32	0.0	
北海道大学	4,100	96.0	2.34	0.0	
北海道教育大学	526	13.0	2.47	0.0	
室蘭工業大学	225	7.0	3.11	0.0	
小樽商科大学	135	3.0	2.22	0.0	
帯広畜産大学	191	4.0	2.09	0.0	
旭川医科大学	981	20.0	2.04	0.0	
北見工業大学	179	5.0	2.79	0.0	
弘前大学	1,377	29.0	2.11	0.0	
岩手大学	546	9.0	1.65	2.0	
東北大学	4,727	97.0	2.05	2.0	
宮城教育大学	207	5.0	2.42	0.0	
秋田大学	1,221	30.0	2.46	0.0	
山形大学	1,492	30.0	2.01	1.0	
福島大学	325	9.0	2.77	0.0	
茨城大学	527	12.0	2.28	0.0	
筑波大学	3,272	73.0	2.23	0.0	
筑波技術大学	127	19.0	14.96	0.0	
宇都宮大学	498	9.0	1.81	1.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
群馬大学	1,660	38.0	2.29	0.0	
埼玉大学	540	11.0	2.04	0.0	
千葉大学	2,160	47.0	2.18	0.0	
東京大学	7,342	146.0	1.99	8.0	
東京医科歯科大学	1,824	41.5	2.28	0.0	
東京外国語大学	264	7.0	2.65	0.0	
東京学芸大学	652	16.0	2.45	0.0	
東京農工大学	529	10.0	1.89	1.0	
東京芸術大学	327	9.0	2.75	0.0	
東京工業大学	1,504	36.0	2.39	0.0	
東京海洋大学	289	6.0	2.08	0.0	
お茶の水女子大学	299	5.0	1.67	1.0	
電気通信大学	356	8.0	2.25	0.0	
一橋大学	468	12.0	2.56	0.0	
横浜国立大学	680	19.0	2.79	0.0	
新潟大学	2,199	47.0	2.14	0.0	
長岡技術科学大学	273	8.0	2.93	0.0	
上越教育大学	207	5.0	2.42	0.0	
富山大学	1,580	36.0	2.28	0.0	
金沢大学	2,110	42.0	1.99	2.0	
福井大学	954	20.0	2.10	0.0	
山梨大学	1,177	29.0	2.46	0.0	
信州大学	1,855	33.5	1.81	4.5	
岐阜大学	1,373	32.0	2.33	0.0	
静岡大学	822	22.0	2.68	0.0	
浜松医科大学	942	15.0	1.59	4.0	
名古屋大学	3,184	50.0	1.57	16.0	
愛知教育大学	419	10.0	2.39	0.0	
名古屋工業大学	444	9.0	2.03	0.0	
豊橋技術科学大学	275	5.0	1.82	0.0	
三重大学	1,531	25.0	1.63	7.0	
滋賀大学	262	8.0	3.05	0.0	
滋賀医科大学	957	20.0	2.09	0.0	
京都大学	5,336	130.0	2.44	0.0	
京都教育大学	285	7.0	2.46	0.0	
京都工芸繊維大学	351	7.0	1.99	0.0	
大阪大学	4,724	117.0	2.48	0.0	
大阪教育大学	417	9.0	2.16	0.0	
兵庫教育大学	210	8.0	3.81	0.0	
神戸大学	2,493	55.0	2.21	0.0	
奈良教育大学	163	3.0	1.84	0.0	
奈良女子大学	285	4.0	1.40	1.0	
和歌山大学	311	4.0	1.29	2.0	
鳥取大学	1,540	25.0	1.62	7.0	
島根大学	1,342	29.0	2.16	0.0	
岡山大学	2,390	57.0	2.38	0.0	
広島大学	2,489	61.0	2.45	0.0	
山口大学	1,805	34.0	1.88	3.0	
徳島大学	1,252	23.0	1.84	3.0	
鳴門教育大学	235	4.0	1.70	0.0	
香川大学	1,475	39.0	2.64	0.0	
愛媛大学	1,611	33.0	2.05	0.0	
高知大学	1,295	33.0	2.55	0.0	
福岡教育大学	301	7.0	2.33	0.0	
九州大学	4,152	80.0	1.93	7.0	
九州工業大学	455	10.0	2.20	0.0	
佐賀大学	1,420	30.0	2.11	0.0	
長崎大学	2,131	48.0	2.25	0.0	
熊本大学	1,751	32.0	1.83	4.0	
大分大学	1,239	37.0	2.99	0.0	
宮崎大学	1,402	29.0	2.07	0.0	
鹿児島大学	1,298	21.0	1.62	6.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
鹿屋体育大学	99	3.0	3.03	0.0	
琉球大学	1,514	32.0	2.11	0.0	
総合研究大学院大学	66	1.0	1.52	0.0	
政策研究大学院大学	89	2.0	2.25	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	190	4.0	2.11	0.0	
奈良先端技術大学院大学	298	7.0	2.35	0.0	
人間文化研究機構	464	13.0	2.80	0.0	
自然科学研究機構	857	17.5	2.04	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	889	21.0	2.36	0.0	
情報・システム研究機構	553	15.0	2.71	0.0	
日本司法支援センター	931	23.0	2.47	0.0	
日本私立学校振興・共済事業団	1,355	26.0	1.92	2.0	
沖縄振興開発金融公庫	248	5.0	2.02	0.0	
日本政策金融公庫	8,250	164.0	1.99	9.0	
日本年金機構	24,821	646.0	2.60	0.0	
全国健康保険協会	4,375	101.0	2.31	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。